

# 城西大学学位規程

# 城西大学学位規程

## (趣 旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、城西大学（以下「本学」という）が授与する学位については、本学学則及び本学大学院学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

## (学 位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

経済学研究科	修 士（経済学）
経営学研究科	修 士（経営学）
理 学 研 究 科	修 士（理 学）
薬 学 研 究 科	博 士（薬 学）
	博 士（薬科学）
	修 士（薬科学）
	修 士（医療栄養学）
経 済 学 部	学 士（経済学）
現代政策学部	学 士（現代政策学）
経 営 学 部	学 士（経営学）
理 学 部	学 士（理 学）
薬 学 部	薬学科
	薬科学科
	医療栄養学科
	学 士（薬 学）
	学 士（薬科学）
	学 士（医療栄養学）

## (学位の授与)

第3条 前条の学位は、本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより、本学を卒業した者及び本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

## (論文の提出)

第4条 前条第1項の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

ただし、博士の学位論文審査を願い出の場合は論文審査料を添えなければならない。

2 前条第2項の規定により博士の学位の授与を請求する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査料を添え、請求する学位に該当する研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文は、1編とし3部提出するものとする。

ただし、審査のため必要あるときは、論文要旨、参考論文あるいはその他参考資料を提出させることがある。

4 受理した学位論文及び論文審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(博士論文審査料)

第5条 本学における学位論文審査料は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項の規定によるもの 50,000円

(2) 前条第2項の規定によるもの 200,000円

(論文の審査付託)

第6条 学長は、学位論文を受理したときは、申請又は請求された学位に該当する研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、当該論文に最も関連する研究分野の教員から主査を選出し、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上からなる審査委員会を設ける。

ただし、第3条第2項の規定による場合の審査委員会の主査は、当該論文に最も関連する研究分野の教員から選出する。

(論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連する研究領域について筆答又は口述により行う。

3 第3条第2項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、本学大学院博士課程において所定の単位を修得して学位を授与される者と同様の広い学識を有することを確認しなければならない。

4 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。

5 本学大学院の博士課程及び博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け博士論文提出資格を得た者が、原則として退学後2年以内に再入学をして博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

(論文審査の協力)

第9条 学位論文の審査に当っては、他大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、学位論文審査及び試験等を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、学位論文と共に、直ちに学位論文の要旨、学位論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の役割)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かについて、意見を取りまとめるものとする。

2 研究科委員会の開催のためには、委員全員の4分の3以上の出席を必要とする。

3 削除

(研究科長の意見提出)

第13条 研究科委員会が前条の意見を取りまとめたときは、研究科長は文書により学長に提出しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 学長は、研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえ、学位授与の可否を決定する。

2 大学院委員会を招集する際には、第12条第2項の規定と同数の委員の出席を必要とする。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の議決にもとづいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(博士論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。

ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 本規程により学位を授与された者が学位の称号を用いるときは、これに本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえて、学位の授与を取り消し、この旨を公表するものとする。

2 研究科委員会及び大学院委員会において取消の意見を取りまとめるには、第12条第2項の規定と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(登録及び報告)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記及び書類)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

付 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

改正条文 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第8条, 第9条, 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第17条, 第19条, 第20条

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

改正条文 第1条, 第2条, 第3条

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

改正条文 第2条

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

改正条文 第2条, 第20条の2

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

改正条文 第2条

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

改正条文 第2条

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

改正条文 第2条

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

改正条文 第2条

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

改正条文 第2条

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

改正条文 第2条, 第4条, 第5条, 第7条, 第8条

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

改正条文 第16条, 第17条

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

改正条文 第12条, 第13条, 第14条, 第19条

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

改正条文 第5条

別表1 (学位申請関係書類の様式)

(1) 第4条第1項の規定による論文審査願の様式

<h2>学位論文審査願</h2>			
	年	月	日
城西大学長 殿			
	○○研究科○○専攻 年 入学 氏名		㊟
このたび	修士 (○○) 博士 (○○)	の学位を受けたく学位論文及び論文目録	
を添えて提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。			

- 備考 1. 論文目録の様式は書類様式(3)によること。  
2. 博士の学位論文審査願には論文審査料を添えること。

(2) 第4条第2項の規定による学位申請書の様式

<h2>学位申請書</h2>			
	年	月	日
城西大学長 殿			
	氏 名		㊟
このたび	博士 (○○)	の学位を受けたく学位論文, 参考文献, 論文目録, 履歴書に学位論文審査料	を添えて提出いたします。

- 備考 論文目録, 履歴書様式は書類様式(3)および(4)によること。

(3) 論文目録の様式

<h2>論 文 目 録</h2>		
論 文		
1. 題 目		
2. 公表の方法及び時期		
3. 冊 数		
参 考 論 文		
1. 題 目		
2. 公表の方法及び時期		
3. 冊 数		
	年	月 日
		学位授与申請者 氏 名

- 備考 1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
2. 参考論文が2種以上あるときは、別記すること。
3. 論文がまだ公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。
4. 修士論文目録は論文題目のみでよい。
5. 論文目録は3通提出すること。

(4) 履歴書様式

<h2>履 歴 書</h2>		
本 籍 現住所		
	ふりがな 氏 名	
		年 月 日生
	学 歴 職 研 究 賞 歴 罰	
上記のとおり相違ありません。		
	年 月 日	氏名
		㊞

- 備考 1. 学歴は旧制中学校または新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。



別表2 (学位記の様式)

- (1) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式 (学部を卒業した場合)

○○ 第 号
<b>学位記</b>
○ ○ ○ ○
年 月 日生
本学○○学部○○学科 所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め学士 (○○○)の学位を授与する
年 月 日
城西大学長 印

- (2) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式 (修士課程を修了した場合)

修第 号
<b>学位記</b>
都道府県
○ ○ ○ ○
年 月 日生
本学大学院○○○研究科 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 専攻の修士課程を修了した ので修士(○○○)の学位を 授与する
年 月 日
城西大学長 印

- (3) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士前期課程を修了した場合）

修第	号
<b>学位記</b>	
都道府県	
○ ○ ○ ○	日生
年 月 日	
本学大学院○○研究科	
○○学専攻の博士前期	
課程を修了したので修士	
(○○○)の学位を授与する	
年 月 日	
城西大学長	印

- (4) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士課程を修了した場合）

博士第	号	城西大学長	印
年	月	日	
論文題目			
(○○○)の学位を授与する			
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する			
氏名	年	月	日生
本籍(都道府県)			
学位記			

(5) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士後期課程を修了した場合）

学位記		本籍（都道府県）	氏名	年 月 日生	本学大学院○○研究科○○専攻の博士 後期課程において所定の単位を修得し学 位論文の審査および試験に合格したので 博士（○○）の学位を授与する	論文題目
						年 月 日
博甲第	号	城西大学長	印			

(6) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（学位論文提出による場合）

学位記		本籍（都道府県）	氏名	年 月 日生	本学に学位論文を提出し所定の審査お よび試問に合格したので博士（○○）の 学位を授与する	論文題目
						年 月 日
博乙第	号	城西大学長	印			

別表3 (学位授与報告書の様式)

学位(博士)授与報告書

大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況		博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		氏名 <small>(ふりがな)</small>	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科 (専攻)名				
甲第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲第号	博士( )				都道府県						
乙											

備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第号」、同条第2項によるものについては「乙第号」とすること。
- 2 博士学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍を代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を( )を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。